

環境市民厚生常任委員長報告

(R 6 . 3 . 1 2)

環境市民厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、第 6 7 号議案、総合福祉センターに係る指定管理者の指定、第 6 8 号議案、曾我部いこいの家に係る指定管理者の指定、第 6 9 号議案、畑野健康ふれあいセンターに係る指定管理者の指定は、それぞれの公の施設の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に第 7 7 号議案、令和 5 年度一般会計補正予算の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、

民生費では、低所得者世帯への物価高騰重点支援給付金給付事業を実施するための経費を増額補正するものであります。

継続費では、地方自治法第 2 1 2 条の規定により、環境政策情報発信・交流拠点施設整備事業及び保津保育所移転整備事業について、それぞれ総額又は年割額等を変更するものであります。

また、公の施設の管理に係る指定管理者の指定と合わせ、その経費について、計画的に事務執行を進めるため、債務負担行為について予算に定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 78 号議案、令和 5 年度国民健康保険事業特別会計補正予算の主な内容は、療養諸費の年間見込みの減額、高額療養費の年間見込みの減額に伴う補正であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 79 号議案 令和 5 年度介護保険事業特別会計補正予算であります、その主な内容は、前年度決算剰余金等を基金に積み立てるために増額補正するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 80 号議案 令和 5 年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算であります、その主な内容は、後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定負担金が確定したことに伴い増額補正するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 83 号議案、令和 5 年度病院事業会計補正予算であります、その主な内容は、コロナ病床確保等による収入補てん等、京都府からの補助金の交付に伴い収入補正するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単であります、本委員会の報告といたします。